

(新) 水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費

10百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

### 1. 事業の必要性・概要

水銀廃棄物の処分は、現在、廃棄物から水銀の回収が行われ、国内で水銀として消費又は海外へ輸出されている。

水銀条約の発効により、現在海外へ輸出されている水銀供給が削減され、余剰となった水銀は、廃棄物化することが想定されているが、廃棄物である水銀の最終処分技術は、水銀が常温で揮発するなどその不安定な性状から、安全かつ安定的な処分方法が確立していないのが実情。

処分方法が技術的に確立しているとは言い難い水銀の廃棄物の処分について、その技術的な検討を行い、条約発効後の我が国の水銀処理に支障を来さないようにする必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

水銀の処分として有望な安定化化合物等を対象に、廃棄物の最終処分技術として応用した際に生ずる課題等を抽出し、これらの課題等の解決に向けた方策等の検討及びあるべき最終処分の基準の方向性について検討を行うものである。

### 3. 施策の効果

水銀条約発効後の我が国の水銀処理を支障なく行うことができる。

# 水銀廃棄物処理に係る技術的な検討

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
条約交渉等の状況	H22.06 第1回政府間交渉 H23.01 第2回政府間交渉	H23.11 第3回政府間交渉	H24.06 第4回政府間交渉 H25.02 第5回政府間交渉 取りまとめ	H25.後半 条約の採択 署名	
本事業の状況			実用技術の検討 最終処分のあるべき姿の検討(10百万円)	処理基準の検討 技術上の基準の検討	政省令の改正 処理基準・技術的基準のフォローアップ

## 【背景等】

2009年2月の第25回UNEP管理理事会にて、水銀によるリスク削減のための条約制定が合意されている

条約の発効により、現在海外へ輸出されている水銀供給が削減され、余剰となった水銀は、廃棄物化することが想定

現在処分方法が技術的に確立しているとはいえない難しい水銀の廃棄物の処分について、その技術的な検討を行い、条約発効後の我が国の水銀処理に支障を来さないようにすることが必要

## 【H24事業】水銀の処分として有望な安定化化合物(硫化水銀)に対する技術検討等

廃棄物の最終処分技術として応用した際に生ずる課題等を抽出

これらの課題等の解決に向けた方策等の検討